

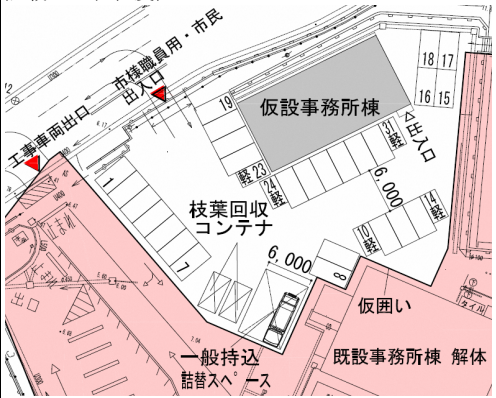
柏崎市新ごみ処理場整備・運営事業 第2回募集要項等に関する質問回答

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答案
1	募集要項	16	第3章	3	(1)	オ			応募者の構成	「構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。」とありますが、既存工場を運転管理する地元企業の採用を検討していたところ、地元企業よりSPCに出資して積極的に本事業に参画したい要望がありました。参加申請時に提出した構成員に新たに追加することは可能でしょうか。	現時点で変更することはできませんが、最優秀提案者として選定された場合には、契約協議において追加することが可能です。
2	募集要項添付資料－4	4	4	(2)					改定方法	運営初年度（令和11年度）の委託費は運営開始前の令和10年度に物価変動率を確認し、必要に応じて令和11年度の委託費を改定いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	運営業務委託契約書（案）	2	第1章	第7条					契約保証金	運営業務委託契約書の第7条には「受注者は、本委託契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。」とありますが、20年間一括の契約保証が出来ないため、運営期間中の契約保証については各事業年度の開始日までに納付すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 基本契約書（案）で定義している「運営保証対象額」以上を各事業年度の開始日までに納付してください。
4	運営業務委託契約書（案）	14	第42条	2					発電計画逸脱減額措置	発注者は「～当該日の1日当たり実績余剰電力量が当該日の1日当たり計画余剰電力量の50%を下回っている場合、～運営固定費から減額する。」とありますが、搬入ごみ量の増減により運転計画の変更などで2炉運転予定が1炉運転に変更になった場合は減額措置は適用されないと理解してよろしいでしょうか。 また、1日当たりで計画と実績を比較するのではなく、月毎の比較としていただきたくご検討をお願いします。	前段の質問について、要求水準書第Ⅱ編第3章第8節(4)に記載しているとおり、必要に応じて運転計画を変更することは認めており、原則2日前までに報告し、本市が承諾した場合には、変更した運転計画に基づく計画余剰電力と実績余剰電力量を比較することを想定しています。 後段の質問について、本規定は発電インバランスのリスクを考慮してのものであるため、運営業務委託契約書（案）に記載のとおり1日当たりで計画と実績を比較することとします。
5	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	(3)			工事のスケジュール	市様にて整備される仮設浄化槽は既設ごみ処理場の生活排水(汚水、雑排水)の処理を目的としているため、新たに浄化槽を設ける必要は無いと考えてよろしいでしょうか。	既存ごみ処理場の生活排水（汚水、雑排水）を処理するための浄化槽について、建設事業者が新たに設ける必要はありません。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答案																								
6	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	7	第1章	第1節	5	(6)			敷地周辺設備	敷地周辺設備の上水引込に関して、以下の3点についてご回答をお願いします。 ・第1回募集要項等に関する質問回答（参加資格以外）No. 45にて、「上水本管の径は50Aとなります。」と回答いただいておりますが、添付資料17_既設清掃事務所棟竣工図の33頁では引込配管径が50Aです。一般的に上水本管は引込配管よりも口径が大きいため、上水本管径について再度確認をお願いします。 ・新設工場の試運転時期と既存ごみ処理場の稼働時期が重なりますので、新設工場の必要給水量と既存ごみ処理場の必要給水量を合わせた水量で上水本管から引き込み可能であるかについて、水道局に事前確認が必要になります。上水本管の増強工事が発生する場合、高額な負担金の発生が予想されますので、水道局との事前協議をお認めいただくか、市様にて負担金をお示しいただき、受注後に異なる場合には精算いただきますようお願いいたします。 ・既存ごみ処理場における上水の必要給水量をご提示願います。	・1点目のご質問について上水本管の径は200Aとなります。 ・2点目のご質問について、既存ごみ処理場ではプラント用水は河川水を利用しており、上水は生活用水としての利用です。そのため、新ごみ処理場と既存ごみ処理場の稼働時期が重なる時期においても、上水本管の増強工事は不要と考えております。 ・3点目のご質問について令和3（2021）年度の実績では、年間約2,729㎥、月間で約161㎥～約297㎥です。																								
7	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	39	第1章	第6節	1	(7)			試運転	「試運転期間中、引渡し2か月前に本市の既存ごみ処理場からのごみの全量切り替えを行い、…」とありますが、現在既存工場の運転に従事されている運転員を新ごみ処理場でも継続しての雇用を検討しています。そのため、既存ごみ処理場の運転に支障がないようにすることを前提として現在従事されている運転員を継続雇用するために、令和10年9月初旬の受電開始時期より順次新ごみ処理場への異動をお認めいただけないでしょうか。	既存ごみ処理場の運転員は、本市から委託を受けている企業により行われています。そのため、既存ごみ処理場の運転員の異動について、回答は致しかねます。いずれにしても既存ごみ処理場の運転に支障がないようにしてください。																								
8	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	108	第2章	第8節	5	(3)	サ		灰クレーン	灰クレーンの操作方式は「遠隔手動、半自動」とありますが、一方で頁154の第4章第4節2計装制御計画(3)自動制御機能キには、灰クレーンの運転制御内容として、「つかみ量調整、積込み、積替え、その他」とあり、全自動を求める記載となっています。 頁108の内容を正と考えてよろしいでしょうか。 クレーンの半自動と全自動の分類については、下記の表の通りと理解しております。（ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版を参考に作成） <table><tr><th>動 作</th><th>半自動</th><th>全自動</th></tr><tr><td>つかみ位置への移動</td><td>手動</td><td>自動</td></tr><tr><td>巻 下</td><td>手動</td><td>自動</td></tr><tr><td>つかみ</td><td>手動</td><td>自動</td></tr><tr><td>巻 上</td><td>ホッパNo.手動指定</td><td>自動</td></tr><tr><td>ホッパへの移動</td><td>自動</td><td>自動</td></tr><tr><td>投入動作</td><td>自動</td><td>自動</td></tr><tr><td>待機位置への移動</td><td>自動</td><td>自動</td></tr></table> 半自動方式では上記のつかみまでの動作を手動操作、ホッパを手動指定後、巻上以降を自動で対応します。	動 作	半自動	全自動	つかみ位置への移動	手動	自動	巻 下	手動	自動	つかみ	手動	自動	巻 上	ホッパNo.手動指定	自動	ホッパへの移動	自動	自動	投入動作	自動	自動	待機位置への移動	自動	自動	灰クレーンの操作方式は、ご理解のとおり、「遠隔手動、半自動」です。 要求水準書（設計・建設業務編）の修正版もご確認ください。
動 作	半自動	全自動																																	
つかみ位置への移動	手動	自動																																	
巻 下	手動	自動																																	
つかみ	手動	自動																																	
巻 上	ホッパNo.手動指定	自動																																	
ホッパへの移動	自動	自動																																	
投入動作	自動	自動																																	
待機位置への移動	自動	自動																																	

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答案
9	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	123	第3章	第3節	4	(1)			低速回転式破砕機保全ホイス	主要項目に走行の記載がございますが、横行レールを設置し、横行レールに沿って決まったルートで部品の搬出・搬入の方が作業上効率的かつ安全であり、破砕機の保全は横行のみで経験上、十分可能なため、電動横行式ホイスとしてよろしいでしょうか。 また、124頁の高速回転式破砕機保全ホイスについても上記と同様に電動横行式ホイスとしてよろしいでしょうか。	要求水準書では、[ホイスクレーン]との記載ですので、適切な方式の提案は可とします。高速回転式破砕機保全ホイスについても同様です。 要求水準書（設計・建設業務編）の修正版もご確認ください。
10	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	137	第4章	第2節	2	(1)			プラント及び生活排水	プラント排水の処理方式に膜処理が含まれておりますが、排水クロズドが成立する場合には膜処理の設置は必須ではなく、設置しない提案も可能でしょうか。	排水クロズドが成立する場合には、提案を可とします。
11	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	157	第4章	第4節	4				計装用空気圧縮機	「(2)数量 2基（交互運転）」とありますが、「(4) 付属品 冷却器、空気タンク、除湿器」については2基に対して共通1式と理解してよろしいでしょうか。 また、その他の空気圧縮機についても同様の表現ですが、同じ考え方と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 その他の空気圧縮機についても同様です。 要求水準書（設計・建設業務編）の修正版もご確認ください。
12	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	168	第5章	第1節	2	(1)	オ		液状化対策	「建築物及び構造物の設置区域並びに構内道路については液状化対策を実施し」とありますが、下記の液状化対策に関する提案は要求水準を満たすものとの理解でよろしいでしょうか。 【構内道路】 発災時に搬入道路を対面通行に変更することでごみの受入れを可能とするため、外構部についてはごみの搬入道路に対する液状化対策を行います。 【建築物】 発災時においても建屋内のプラント設備に損害を与えず、ごみ処理機能を維持できる施設とするため、液状化を考慮した杭の設計を行い、建物に影響がないように計画します。 	基本的な考え方はご提案の対応で問題ありません。最優秀提案者となった場合には、継続して協議を進めるものとします。
13	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	202	第6章	第1節	1	(1)			整備する仮施設	家屋倒壊等氾濫想定区域内に建屋の建設は不可と考えますが、工事中の仮施設として設ける仮施設砂槽は設置することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、設置場所が河川保全区域に該当する場合、県との協議が必要となる可能性があります。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答案
14	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	204	第6章	第1節	3	(1)			仮設機械設備工事	仮設事務所棟の排水設備計画を行う上で、以下ご教示願います。 ・既存清掃事務所棟に付随する合併浄化槽以降の排水ルートをご教示願います。 ・敷地境界における排水取合い点をご教示願います。	・1点目のご質問について、提示している図面以外の情報はございません。 ・2点目のご質問について、排水取合い点は、要求水準書添付資料1「事業実施区域」で示している取合い点（排水（雨水・生活））です。
15	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	204	第6章	第1節	3	(1)			仮設機械設備工事	対面的対話にて、「既存清掃事務所棟に付随している合併浄化槽以降の排水ルート」に関する資料は無いとのこと回答でしたが、本浄化槽の敷地境界における排水取合点も要求水準書添付資料1に示されている敷地南側の位置と同じとの理解でよろしいでしょうか。 同じである場合、事業実施区域内に排水管が存在していることが想定され、施工時に排水管を破損させるおそれがあることを懸念しております。	・1点目のご質問についてご理解のとおりです。 ・2点目のご質問について、現地確認及び試掘等の調査による対応をお願い致します。
16	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	204	第6章	第1節	3	(1)			仮設機械設備工事	仮設施設への給水設備について以下ご教示願います。 ・仮設事務所棟への上水給水は既存清掃事務所棟への給水管から取出しとすることでよろしいでしょうか。 ・仮設計量棟にはトイレは不要のことですが、手洗いや清掃用水栓などの給水設備も不要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合、給水の引出位置（取合点）及び排水先についてご教示願います。	・1点目のご質問についてご理解のとおりです。 ・2点目のご質問について、手洗いや清掃用水栓などの給水設備も不要とお考え下さい。
17	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	205	第6章	第1節	3	(2)	ウ	(イ)	仮設施設電気設備工事	「工場棟内の電話主装置に接続するものとする。」とありますが、添付資料-17の電話設備系統図では電話主装置が既存清掃事務所棟に設置されています。今回工事の既存清掃事務所棟解体に伴い、電話主装置の移設は既存ごみ処理場内と理解してよろしいでしょうか。	電話主装置の移設先は、仮設事務所棟を想定してください。
18	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	205	第6章	第1節	3	(2)	ウ	(エ)	仮設施設電気設備工事	「仮設計量棟の全景及び既存ごみ処理場使用区域の出入り口を確認するためのITVを設け」とありますが、既存ごみ処理場使用区域の出入り口及び仮設計量棟付近にITVの設置工事及び配線工事が必要になります。ITVカメラは基礎上に設置し、フレキシブルチューブにて保護したケーブルを地面上に布設する計画です。 上記の仮設ITV工事に関して、工事の制約等ございましたら条件をご提示願います。 	既存ごみ処理場の受付時間は、以下のとおりであり、この受付時間内はごみ搬入車両が通行するため、配慮ください。 ・月曜日～金曜日：午前8時30分～午後4時30分 ・土曜日・祝日（日曜日を除く）：午前8時30分～午前11時30分 また、部分的に車両が通行する箇所があるため、埋設にするなどの配慮をお願いします。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答案
19	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	205	第6章	第1節	3	(2)	ウ	(オ)	仮設施設電気設備工事	拡声放送設備について、既存ごみ処理施設と仮設施設間の放送は必要はないでしょうか。必要な場合、既存ごみ処理場のアンプを利用することと考えてよろしいでしょうか。その場合、「添付資料17 放送テレビ共聴視設備系統図」に記載の既存ごみ処理場KT-1盤で取合いと考えてよろしいでしょうか。KT-1盤の位置も合わせてご教示をお願いします。	既存ごみ処理施設と仮設施設間の拡声放送設備は特に必要ありません。
20	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	206	第6章	第1節	4	(1)			仮設駐車場計画	剪定枝の受入、一般持込積替スペースの運用について、利便性を高めるために、駐車場の一部を以下の計画としてよろしいでしょうか。 ・縦列駐車として計画。（通勤時のみの使用の車両に対して） ・軽自動車専用として計画。（車室サイズ2.2m × 4.0m） ・乗用車（市民用）を9台として計画。（要求水準書に記載は10台程度） 	現時点の計画としては問題ありません。最優秀提案者となった場合には、継続して協議を進めるものとします。 要求水準書（設計・建設業務編）の修正版もご確認ください。
21	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	207	第6章	第1節	5	(5)	シ		仮設計量機	「車両認識方式は、既存ごみ処理場と同等の IC カード方式を標準とすること。既存ごみ処理場の IC カードについては、添付資料－1 5「既存ごみ処理場のトラックスケールデータ処理システム取扱説明書及び添付資料－1 6「既存ごみ処理場の IC カード申請書」を参照のこと。」と記載ありますが、添付資料－1 5と添付資料－1 6に記載された仕様から変更された仕様があれば、ご教示願います。また、既存システムはインボイス対応かご教示願います。	・1点目のご質問について、添付資料－1 5及び添付資料 1 6より変更された仕様はございません。 ・2点目のご質問について、既存システムはインボイスに未対応です。
22	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	207	第6章	第1節	5	(5)	シ		仮設計量機	仮設計量機のデータ処理はインボイス対応が必要でしょうか。	仮設計量機のデータ処理はインボイス対応が必要なものとさせていただきます。
23	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	20	第3章	第4節	(6)				本市が契約する売電先との必要な連絡・調整等	売電先との契約者は市様となっていますが、アンシラリーサービス料金の負担は市様との理解でよろしいでしょうか。	募集要項添付資料－4の表2に記載のとおり、事業者の負担とします。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答案
24	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	20	第3章	第5節	(2)				運転管理体制	「運営事業者は、24時間運転に必要な運転班を設置すること。また、その運転班長は、ボイラー・タービン付きのごみ処理場の運転経験が1年以上あるものとする。」とありますが、本条件を十分に満たす運転技術レベルを確保することを前提に、以下の代替提案も認めていただきたくお願いいたします。 【代替提案】 ・ボイラー・タービン付きのごみ処理場の運転経験が1年以上ある運転指導員を代表企業もしくは代表企業グループ会社から各班に配置する。	ご提案は認めません。
25	要求水準書添付資料	添付資料-2							仮設計量棟整備後における既存ごみ処理場の搬入車両動線	添付資料-2にプロットされている仮設計量棟は添付資料-17に記載のある一般雑排水処理用の浄化装置と重なった位置に配置されています。浄化装置は、現在使用されていないと考えてよろしいでしょうか。現存し、使用されている場合、仮設計量棟を避けた位置に設置する必要があるなどの条件をご教示願います。	添付資料-17に記載のある浄化装置は撤去済みです。本市が設置する仮設浄化槽を、ろ過塔の西側に整備する予定であるため、仮設計量棟は添付資料-2にプロットされている位置に設置ください。
26	要求水準書添付資料	添付資料-7							搬入車両台数実績	繁忙期の人員計画をおこなうに当たり、窓口受付件数（直接搬入車両台数）の日ごとの搬入台数実績をご教示願います。	本質問回答と併せて公表する要求水準書添付資料（追加）-23「柏崎市クリーンセンターにおける窓口受付件数実績」をご確認ください。
27	要求水準書添付資料	添付資料-7							搬入車両台数実績	剪定枝・庭の草収集車両の1日当たりの最大搬入台数実績（時間帯別搬入台数実績含む）をご教示願います。	現状、剪定枝・庭の草は週に3回（月曜日、水曜日、金曜日）に収集しており、収集車両の1日当たりの最大搬入実績は以下のとおりです。なお、本数値は添付資料-7及び23に記載した数値に含まれないことに留意ください。 令和2（2020）年度：16台 令和3（2021）年度：20台 令和4（2022）年度：10台 令和5（2023）年度：21台 また、時間帯別搬入台数の情報はありません。